

久木野山上地区発掘調査報告書作成補助業務委託仕様書

1 業務内容

水俣市教育委員会が実施した久木野山上地区山上遺跡の発掘調査の報告書作成補助で下記のとおり

- (1) 遺物実測及びデジタルトレース、写真撮影
対象 石器45点
- (2) 遺物観察表作成
対象 石器45点((1)で実測を行ったもの)
- (3) 原稿執筆((1)、(2)で実測等を行った遺物所見作成含む)
章立て等は表1のとおり
調査成果の総合的検討、資料調査、図・表・図版の作成含む
なお、表2のとおり一部は作成されているものもあるが、調査成果全体を精査し更に分析を行い、適宜、修正・追加を行い執筆すること。
- (4) 報告書の図版・版下作成(レイアウト・編集)
総ページ数200頁程度(表紙～奥付まで)
- (5) 報告書の印刷製本
仕様 表3のとおり
報告書部数 300部
表題 水俣市文化財報告書第8集 山上遺跡
ー水俣地区中山間地域総合整備事業に伴う発掘調査報告書ー

2 業務期間

契約の日から令和9年3月3日(水)

3 業務の対象とする遺跡及び調査成果の内容

- (1) 名称 山上遺跡
- (2) 所在地 水俣市久木野
- (3) 年代 縄文
- (4) 種類 遺物包含層
- (5) 調査面積 4, 414m²
- (6) 遺跡の概要

市の北東、芦北町との境にある大関山の南側の山麓斜面に展開する棚田から出土した遺跡。本来は現在よりも高い位置にあったものが、土石流と共に流されて形成された遺跡と考えられる。そのため、地面を覆うように広がる大小の礫の間から遺物が出土する。

5層に大別される基本土層中、2層・3層・4層が遺物包含層である。堆積時期は2層が縄文時代後期、3層が縄文時代中期、4層が縄文時代早期以降と想定される。

3層では、3a～3dまで細分したうちの3a層から3c層にかけて、縄文時代早期の押型文土器・貝殻文土器が出土するが、3d層から縄文時代前期・中期の曾畑式・阿高式系土器が出土することから、3層の堆積時期は縄文時代中期以降と考えられ、3a層から3c層は水の流れの影響を受けているものと推定される。

4層は調査区で比較的標高が高い東側から調査区中央の北側に堆積する。3層は調査区の中央から南西にかけて堆積する。

遺物は縄文時代早期・前期・中期の土器や石器が出土するが、遺跡の主な年代は縄文時代早期と考えられる。遺物の分布は、調査区中央部の南側で川に面した範囲で最も多い。

遺物の主体は石器である。石器群の年代は、縄文時代早期と中期に大別される。本遺跡では概ね最大長1.3cm、最大幅1.0cmのサイズに収まる小型三角形石鏃がまとまって出土している。これらの使用石材は桑ノ木津留産の黒曜石が優位で、西北九州産も見られる。

土器の傾向は、大きく3つの時期に分かれる。貝殻刺突文及び貝殻押引文を中心とした中原式土器が特徴の縄文時代早期前半、格子目・楕円・山形押し型文を中心とした押型文土系土器が特徴の縄文時代早期後半、轟式・阿高式系土器を中心とする縄文時代前期から後期である。

4 資格要件

- (1) 本業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、熊本県内に本社、本店、営業所及び支店等を置く者とする。
- (2) 受託者は、平成28年度（2016年度以降）、官公庁が発注する縄文時代を主体とする遺跡の発掘現場における発掘調査を元請として受注し、完了した実績を有すること。また、本業務の発注予定の公表時点から入札までの間に、埋蔵文化財関連業務に関し、官公庁の指名停止処分の措置を受けていないこと。
- (3) 受託者は、本業務にあたり主任調査員1名、整理調査員2名（以下「調査員等」という。）を選任するものとする。
- (4) 調査員等は、受託者の正社員とし、受託者の県内の本社（本店）若しくは営業所に属する者とし、下記に示す資格・雇用形態等に従い選任しなければならない。
 - ①調査員等は、過去に九州内の縄文時代を主年代とする遺跡の発掘調査に関する主体的な実務経験が3年以上なければならない。
 - ②主任調査員は、以下の要件全てを満たす者とする。
 - ・学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下同じ。）で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻した者で、同専攻を卒業又は終了し、埋蔵文化財発掘調査の実務経験が通算10年以上あること。または埋蔵文化財発掘調査の実務経験が通算15年以上あり、前者と同程度の知識・能力があると認められる者。
 - ・通算3年以上の発掘調査全般にわたる進行管理（調査計画の企画立案、発掘作業員の指揮、遺構・遺物の記録作成等）に係る実務経験があること。
 - ・5冊以上の報告書主要項目（遺構所見・遺物所見・総括等）の執筆・編集歴があること。
 - ・受託者の正社員で、勤続年数が5年以上であること。
 - ③整理調査員は、以下の要件全てを満たす者とする。
 - ・学校教育法による大学で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻した者で、同専攻を卒業又は終了し、埋蔵文化財発掘調査の実務経験が通算5年以上あること。または埋蔵文化財発掘調査の実務経験が通算10年以上、若しくは埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務（原稿執筆、遺物実測、遺物写真撮影、デジタルトレース、レイアウト等）の実務経験が10年以上あり、前者と同程度の知識・能力があると認められる者。
 - ・受託者の正社員で、勤続年数が3年以上であること。

5 納入成果品

内 容	必要数
遺物実測図及び台帳（データ及びプリントアウト）	1 式
遺物写真及び台帳（データ及びプリントアウト）	1 式
遺物実測図デジタルトレース図（データ及びプリントアウト）	1 式
文章・表の Word・Excel データ及びプリントアウト	1 式
報告書原稿（InDesign・PDF データ及びプリントアウト）	各 1 部
報告書	300 部

遺跡の位置

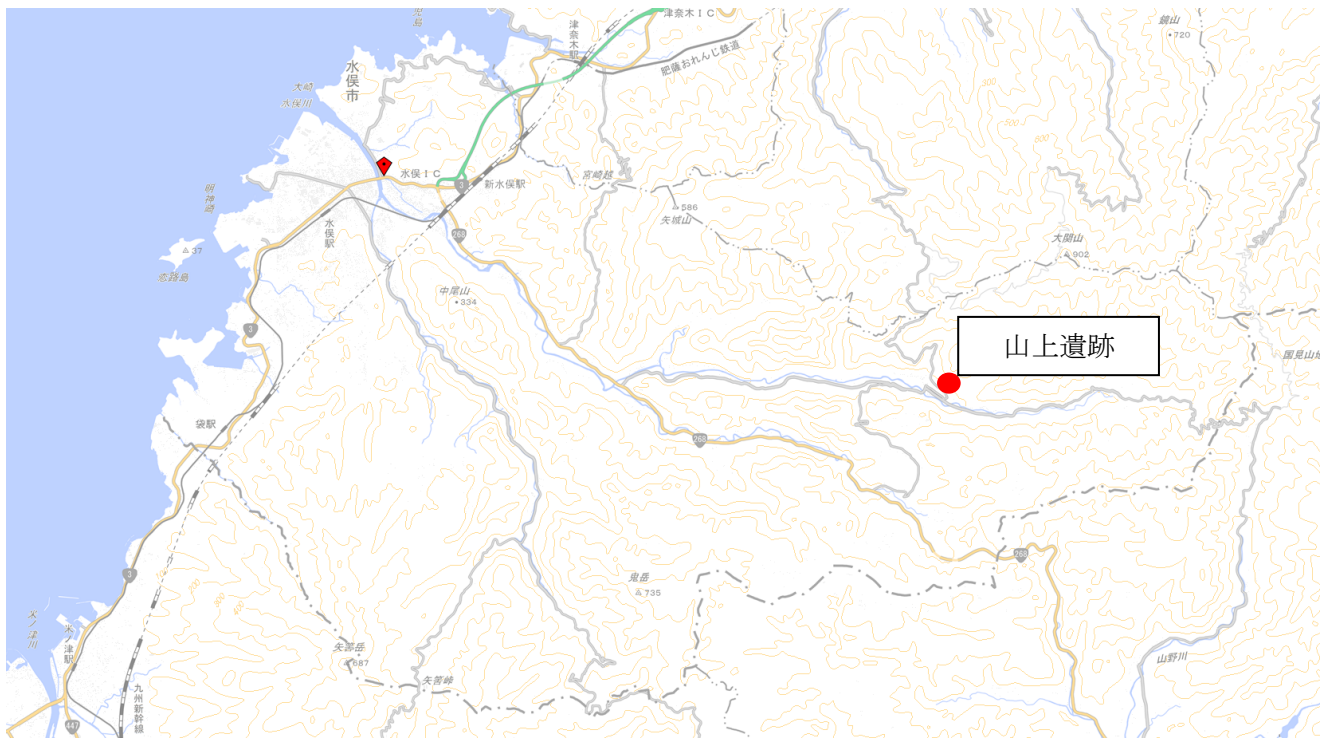


表1

章立て・記載内容	挿図	表
第1章 調査の経過		
第1節 調査にいたる経緯 1) 調査の契機 ① 確認調査にいたる経緯・確認調査の概要 ② 本調査への準備・工程(農政側との調整、調査基地造成工事等の現場準備、調査期間の設定、届出、業務発注等) 2) 調査の体制 ① 発掘作業の体制 ② 整理等作業の体制	位置図1:25000 工事図面	
第2節 調査の経過 1) 年度ごと発掘作業の経過 ※調査日誌抄のみは不可。 ① 完掘までの各工程の作業の進め方・意図、作業内容の変遷 ② 調査の要点(トレンチ・ベルトの設定、遺構の検証と評価のための検出の進め方と留意点等) ③ 調査日誌抄 ④ 現場運営上生じた課題と問題解決のための措置等 2) 整理・報告書作業の経過 ① 整理作業の経過 ② 報告書執筆の経過		
第2章 遺跡の位置と環境		
第1節 地理的環境 ① 遺跡周辺の地理的環境(地質・地形・自然環境) 第2節 歴史的環境 ① 遺跡周辺の歴史的環境(市における歴史的位置・変遷等) ※文章を既存の当市報告書類からそのまま転載することは不可。	遺跡分布図	周辺遺跡一覧表
第3章 調査の方法と成果		
第1節 調査の方法 ① 調査区の設定方法、面積 ② グリッド設定の規模、使用機材、設定のタイミング ③ 表土の掘削と遺物の検出に用いた手段(機械・人力の別) ④ 各遺物包含層掘削時の留意点 ⑤ 各図化作業の手法(写真・手測りの別) ⑥ 写真撮影のタイミング、使用機材、撮影の目的、撮影範囲 ⑦ 整理等作業の流れ	地形図と調査区合成 地形測量図 調査区全体図 地区割図	
第2節 層序 ① 土層名、層厚、分布 ② 生成環境 ③ 出土遺物	基本層序図	
第3節 遺構と遺物 1) 遺構 ① 遺構の位置、形態、規模、埋土、機能面の形成状況 2) 遺物 ① 遺物の種類、内容、年代、出土状況、遺構との関連 土器は型式・年代まで記載。	遺構実測図 土層断面図 遺物ドット図 大型礫実測図と遺物 分布状況図の合成図 遺物実測図	遺構一覧表 遺物観察表
第4章 総括		
① 遺構と遺物の時期区分、機能、用途、規模、形状 ② 遺跡全体の構造、性格、考えられる背景 ③ 遺跡の展開(遺物包含層と出土遺物から見る)と立地との関係 ④ 遺跡の変遷、その理由 ⑤ 類似例との比較による遺跡の検証 ⑥ 遺跡の歴史的評価、位置づけ ⑦ 課題(今後の遺跡の評価に向けての課題) ※遺物包含層の広がり、遺物分布から各時代の遺跡の展開を考察し記載する。 ※類似事例との比較検証を行い遺跡を評価する。	適宜作成すること	

※他地域からの搬入(黒曜石・製品)について考察する。 ※成果が市の歴史研究にもたらした新たな知見を記載する。		
写真図版	遺物・遺構写真 空中写真	

既存の原稿等

表2

1 調査の経過(日誌抄)
2 地理的環境
3 調査の成果 (1)調査の概要 (2)基本土層 (3)調査所見(調査区毎)
4 まとめ(年度毎)
5 遺物所見(遺物実測を行った年度毎に作成)
6 遺物観察表(遺物実測を行った年度毎に作成)

報告書仕様(案)

表3

規格	A4判
頁数	200頁
部数	300部
用紙(基準)	表 紙 レザック66 215kg 見 返 し 色上質 特厚口 銀鼠 扉・奥付 マットコート紙 菊判 76.5kg
印刷方式	オフセット印刷
製本	糸かがり綴じ 並製本 背文字入り
校正	本文版下校正 3回 写真図版の本紙色校正 1回
内容	表紙、見返し、大扉、口絵、序文、例言・凡例、目次、本文、写真図版、報告書抄録、奥付

その他参考資料

掲載予定遺物

掲載予定遺物は以下のとおりとし、今回業務において遺物実測及びデジタルトレース、写真撮影を行う45点を除き、実測・遺物実測図デジタルトレース・写真撮影・遺物観察表作成は完了している。

- ①石 器 355 点
- ②土 器 116 点
- ③陶磁器 10 点
- ④その他(煙管・小銃弾・古銭・土錘各1点) 4 点

掲載予定遺構

掲載予定遺構は以下のとおりとし、遺構実測図デジタルトレースは完了している。

- ①柵列 (SA01 Pit1～Pit4 で構成)
- ②不明遺構 (SX01～SX03)

デジタルトレース済み図面(遺物除く)

作成年度	トレース 番号	調査区	図面名	縮尺	備考
令和6年度	1	1-③区	SA01 個別図 (Pit1～4)	1/40	柵列
	2	1-①区	SX01 個別図	1/40	不明遺構
	3	1-①区	SX02 個別図	1/40	不明遺構
	4	1-①区	SX03 個別図	1/40	不明遺構
	5	1-③区	大型礫群平面及び見通し図	1/40	
	6	1-①区	南～東側壁面土層断面図	1/40	

	7	1-①区	北～西側壁面土層断面図	1/40	
	8	1-②区	壁面土層断面図	1/40	
	9	1-③区	南～東側壁面土層断面図	1/40	
	10	1-③区	南側壁面土層断面図	1/40	
	11	1-④区	北～西側壁面土層断面図	1/40	
	12	2-1 区	2-1 区調査区土層断面図	1/40	
	13	2-2a 区	2-2a 区調査区土層断面図	1/40	
	14	2-2a 区	2-2a 区調査区土層断面図	1/40	
	15	2-2b 区	2-2b 区調査区土層断面図	1/40	
	16	2-2b 区	2-2b 区調査区土層断面図	1/40	
	17	2-2c 区	2-2c 区調査区土層断面図	1/40	
	18	2-2c 区	2-2c 区調査区土層断面図	1/40	
	19	2-2c 区	2-2c 区調査区土層断面図	1/40	
	20	2-2c 区	2-2c 区調査区土層断面図	1/40	
	21	2-3a 区 2-3c 区	2-3a 区調査区土層断面図 2-3c 区調査区土層断面図	1/40	
	22	2-3a 区	2-3a 区調査区土層断面図	1/40	
	23	2-3b 区	2-3b 区調査区土層断面図	1/40	
	24	2-3b 区	2-3b 区調査区土層断面図	1/40	
	25	2-3b 区	2-3b 区調査区土層断面図	1/40	
	26	2-3c 区	2-3c 区調査区土層断面図	1/40	
	27	2-3c 区	2-3c 区調査区土層断面図	1/40	
	28	2-3c 区	2-3c 区北西部調査区土層断面図	1/40	
	29	2-3d 区 2-3e 区	2-3d 区北西部調査区土層断面図 2-3e 区北西部調査区土層断面図	1/40	
	30	2-2d 区	調査区東壁土層断面図	1/40	
	31	2-2d 区	調査区東壁土層断面図	1/40	
	32	2-2d 区	調査区西壁土層断面図	1/40	
	33	2-2d 区	調査区西壁土層断面図	1/40	
	34	2-2e①区	調査区東壁土層断面図	1/40	
	35	2-2e②区	調査区東壁土層断面図	1/40	
	36	2-2e③区	調査区西壁土層断面図	1/40	
	37	2-2e④区	調査区西壁土層断面図	1/40	
	38	2-3c 区	調査区南壁土層断面図	1/40	
	39	2-3c 区	サブトレンチ南壁土層断面図	1/40	
	40	2-3d 区	調査区西壁土層断面図	1/40	
	41	2-3d 区	調査区南壁土層断面図	1/40	
	42	2-3e 区	調査区西壁土層断面図	1/40	
	43	2-3f 区	調査区北壁土層断面図	1/40	
令和7年度	1	1-④区	遺構平面図1 (2, 3-B グリッド)	1/40	
	2	1-④区	遺構平面図2 (4, 5-B グリッド)	1/40	
	3	1-③区 1-④区	遺構平面図3 (6, 7-B グリッド)	1/40	
	4	1-③区	大型礫群周辺遺物分布状況図	1/40	

ほかデジタルで作成済みの図

作成年度	番号	図面名	縮尺
令和2年度	図31	地形測量図	1/250
	図32	地形測量図/既存地形図に合成	1/500
	図33	地形測量図/既存地形図に合成	1/1000
	図36	遺構配置図(柵列 SA01・不明遺構 SX01～SX03)	1/100
	図34	遺物出土状況	1/250
	図35	調査区/既存地形図に合成	1/2500

令和3年度	図 20	地形測量図/既存地形図に合成	1/1000
	図 20	地形測量図/既存地形図に合成	1/500
	図 22	遺物出土状況図（遺物ドット図）	1/500
	図 19	調査区既存地形図合成図（令和2・3年度）	1/2500
令和4年度	図 16	地形測量図/既存地形図に合成 ※令和2～4年度全調査区	1/1000
	図 17	地形測量図	1/500
	図 19	遺物出土状況図（遺物ドット図）	1/500
	図 15	地形図（調査区合成図）※令和2～4年度全調査区	1/2500

各年度調査面積・調査期間

年度	調査面積（㎡）	調査期間（月）
令和2年度	650	3
令和3年度	2,072	8
令和4年度	1,692	8
計	4,414	19

各年度実測遺物種別・点数

年度	種 別			
	石器	土器	陶磁器	その他
令和6年度	200	86	10	煙管・小銃弾・古銭・土錘
令和7年度	110	30		
令和8年度	45			
計	310	116	10	4

基本土層

層序		推定年代
1 層耕作土	1a-1	現代
	1a-2	
	1b	
	1c-1	近代
	1c-2	
	1c-3	
	1c-4	
	1c-5	
	1c-6	
	1c-7	
2 層	2a	縄文時代後期
	2b	
3 層	3a	縄文時代中期 3a～3c 層まで水成堆積
	3b	
	3c	
	3d-1	
	3d-2	
	3e	
4 層	4a	縄文時代早期
	4b	
	4c	
	4d	
5 層	5a-1	縄文時代早期以前
	5a-2	
	5b-1	
	5b-2	
	5b-3	

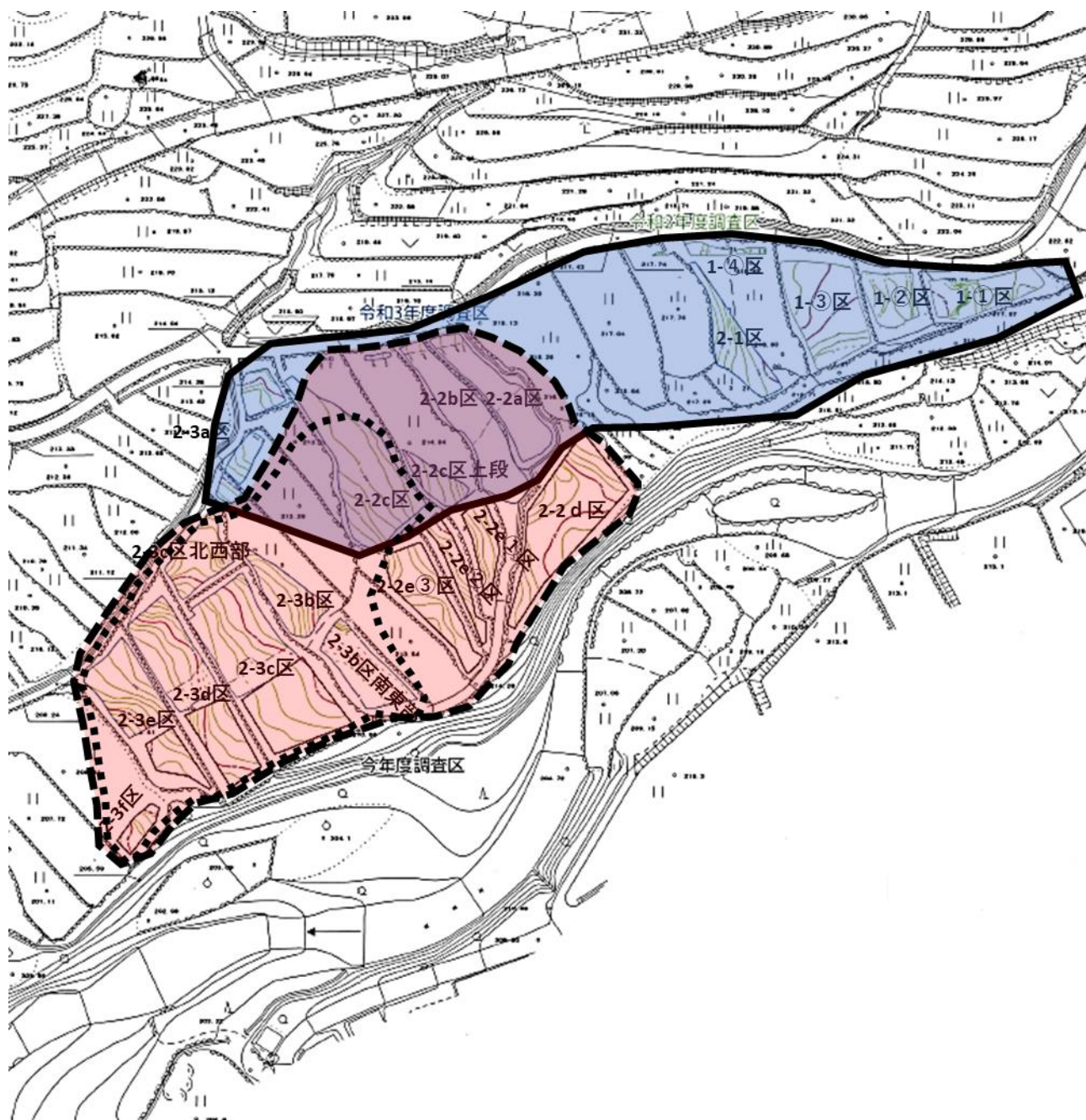
	5b-4	
	5b-5	
	5b-6	
	5c-1	
	5c-2	

各年度調査区

年度	
令和2年度	1-①区 1-②区 1-③区 1-④区
令和3年度	2-1区 2-2a区 2-2b区 2-2c 上段区・2-2c 区 2-2e①②③区 2-3a区 2-3b区 2-3b 南東部区 2-3c 北西部区・2-3c 区 2-3d (北側) 区 2-3e (北側) 区
令和4年度	2-2d区 2-2e①②③区 2-3c区 2-3d区 2-3e区 2-3f区



3・4層の分布範囲



4層(縄文時代早期)堆積範囲



3層(縄文時代中期以降・水成堆積)堆積範囲



3-d層(縄文時代中期以降)堆積範囲

※2-2a区、2-2b区は、北側は4b層下位 - 4c層上面、南側は3c層まで掘削。

久木野山上地区発掘調査報告書作成補助業務特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、久木野山上地区発掘調査報告書作成補助業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(定義)

第2条 本特記仕様書では、委託者（水俣市）を甲、受託者を乙とする。

(主任調査員及び整理調査員)

第3条 乙は、本業務の適切な履行を確保するため、主任調査員、整理調査員（以下「調査員等」という。）を選任しなければならない。

2 主任調査員は、一連の作業の統括者として本業務の作業従事者を指揮し、業務の考古学的精度管理及び工程管理を行う。

3 整理調査員は、主任調査員の指示を受けて、調査成果の総合的検討、資料調査を実施し原稿を執筆するほか、遺物実測及び遺物・遺構実測図のデジタルトレース等の製図作業、図版・版下作成を行う実測技師への指示、写真撮影を行う。

4 業務期間中調査員等は交替しないこと。やむを得ずその必要が生じた場合は、速やかに後任者を選任し甲の承諾を得なければならない。

5 調査員等について、甲が適正でないと判断した場合は、乙に対し交替を命ずることができる。この場合乙は、速やかに後任者を選任し甲の承諾を得なければならない。

(主任調査員の資格)

第4条 主任調査員は、本業務の別紙「久木野山上地区発掘調査報告書作成補助業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げるもののほか、以下の要件全てを満たす者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下同じ。）で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻した者で、同専攻を卒業又は終了し、埋蔵文化財発掘調査の実務経験が通算10年以上あること。または埋蔵文化財発掘調査の実務経験が通算15年以上あり、前者と同程度の知識・能力があると認められる者。

(2) 通算3年以上の発掘調査全般にわたる進行管理（調査計画の企画立案、発掘作業員の指揮、遺構・遺物の記録作成等）に係る実務経験があること。

(3) 5冊以上の報告書主要項目（遺構所見・遺物所見・総括等）の執筆及び編集歴があること。

(4) 乙の正社員で、勤続年数が5年以上であること。

2 甲は、甲が必要と認めた場合は、執筆論文等の提出を求めることができる。

(整理調査員の資格)

第5条 整理調査員は、仕様書に掲げるもののほか、以下の要件全てを満たす者とする。

(1) 学校教育法による大学で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻した者で、同専攻を卒業又は終了し、埋蔵文化財発掘調査の実務経験が通算5年以上あること。または埋蔵文化財発掘調査の実務経験が通算10年以上、若しくは埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務（原稿執筆、遺物実測、遺物写真撮影、デジタルトレース、レイアウト等）の実務経験が10年以上あり、前者と同程度の知識・能力があると認められる者。

(2) 乙の正社員で、勤続年数が3年以上であること。

2 甲は、甲が必要と認めた場合は、執筆論文等の提出を求めることができる。

(実測技師の資格)

第6条 実測技師は、5年以上の遺物実測、拓本作成、デジタルトレース、図面作成の経験を有する者とする。

(業務の内容及び数量)

第7条 本業務の内容及び数量は、別紙仕様書のとおりである。

2 業務に必要な遺物運搬、資機材及び作業場所の調達・管理及び業務に従事する人員の確保・労務管理は、乙が行う。

(業務工程表)

第8条 乙は、契約締結後14日以内に、本特記仕様書に基づいた業務工程表を作成し、甲に提出するものとする。

第2章 業務の詳細

(遺物実測)

第9条 遺物実測図の作成は、甲の調査担当者の指示のもと、次のとおり行なう。

- (1) 遺物実測及び遺物実測図は、遺物全域に渡って均一な精度を保ち、出土した遺物の考古学的情報が正確に記録できる方法をとらなければならない。
- (2) 実測作業は、手計りで2H又は3Hの鉛筆、若しくは製図用シャープペンシルを使用し、フリーハンドによる明瞭な線で表現する。なお、線で表現できない場合は文章による注記で表現することを基本とする。
- (3) 実測図の縮尺は、特別な場合を除き 1/1 とする。なお、用紙については、品質及び耐久性に優れたものを用いることとする。
- (4) 実測図には、遺物の種類及び器種、寸法、胎土、色調、焼成、調整、文様の種類、残存度、実測者名及び実測年月日、実測図番号、その他特記事項を記入すること。
- (5) 遺物の持つ考古学的情報を記録するために必要な場合には、拓本を採ること。
- (6) 陶磁器は、断面・内外面を実測のうえ、デジタルはめ込み用の写真撮影を行うこと。撮影カメラはデジタル一眼カメラとする。
- (7) 遺物実測図には、ラベルの注記、遺物の種類及び機種、寸法、胎土、色調、焼成、調整、文様の種類、残存度、その他特記事項を記録すること。

(遺物・遺構実測図デジタルトレース及び合成作業)

第10条 遺物・遺構実測図のデジタルトレース及び合成作業は、甲の調査担当者の指示のもと、次のとおり行なう。

- (1) 実測図を解像度 1,200dpi 以上のスキャナを用いて Adobe Photoshop を用いてコンピューターに読み込んでラスター化し、トレースしてベクトルデータに編集し作成する。
 - (2) 使用するドローソフトは Adobe Illustrator とし、バージョンは甲乙協議の上定める。
- 2 拓本はスキャンし遺物実測図のデジタルトレースと合成する。
- 3 仕上がりの線の太さや網掛け等は、甲の調査担当者と協議のうえ決定する。

(写真撮影作業)

第11条 写真撮影作業は、甲の調査担当者の指示のもと、次のとおり行なう。

- (1) 写真撮影は 3,000 万画素以上のデジタル一眼レフカメラを用い、それぞれ raw データ形式による撮影と保存を行う。
- (2) 写真撮影は、全ての撮影において必ず適性露出、適性露出+1 絞り、適性露出-1 絞りの 3 絞りで撮影する。
- (3) 実測図では表現できない遺物の形状や特徴、質感や量感、製作・調整技法が鮮明に撮影される方法を用いなければならない。

(図版及び版下作成)

第12条 図版の作成は、甲の調査担当者の指示のもと、次のとおり行う。

- (1) 予め最終的な図版のサイズを設定し、デジタルトレース、拓本、写真を統一された形式で報告書利用者に見やすいように配慮し、体裁よく配置すること。
- (2) 平面図には、ケバ、ガケ、座標値、スケールバー、方位、グリッド線の記号類や注記を配置すること。
- (3) 断面図には、標高を現したスケールバーを表示すること。
- (4) 遺物や遺構の表現でトーンを入れる場合には、報告書の中で統一し凡例で説明すること。
- (5) 版下作成はコンピューターで行うこと。ソフトはAdobe InDesign とする。

(原稿執筆)

第13条 原稿執筆は、甲の調査担当者の指示のもと、次のとおり行う。

- (1) 乙は、調査成果の総合的検討、資料調査を行い、原稿を執筆するものとする。なお原稿執筆には表、デジタルトレース図以外の図の作成を含む。
- (2) 資料調査とは、遺跡の歴史的背景や、学術的な意義を高めるため、遺跡が存在する地域周辺の報告書や関連する資料を閲覧するなど、報告書の精度を高めるための調査をいう。
- (3) 文章は報告書の根幹となる重要な表現方法であることを十分認識し、基本的なことや、図や写真では表現できないものについて正確にわかりやすく簡潔に記述する。必要に応じて箇条書きや一覧表などの形式を採用すること。
- (4) 図や写真は本文の関連付けによって適切に選択し、見易さ及び本文とできるだけ近い位置になるように配慮して本文中に割付、編集を行う。
- (5) 記載内容については乙内で検討を行い、客観性を確保する。
- (6) 原稿本文と挿図の配置方法は、甲乙協議のうえ決定する。
- (7) 遺跡を理解することに直接かわりのない独立した内容の論文を、本文中に掲載してはならない。
- (8) 掲載許可申請が必要な図等の使用については、甲が申請を行うが、事前に確認のうえ選定すること。
- (9) 分担執筆する場合、表現・用語等は統一し、均一な精度を保つこと。

(校正)

第14条 校正は、印刷所から組版を終えた初稿が戻ってきたのち、甲・乙それぞれにより少なくとも3回行う。

- 2 色校正を行うこと。
- 3 印刷製本は、甲の調査担当者が最終確認を終えた後行うこと。
- 4 校正は十分な余裕をもって行うこと。

(点検・検査)

第15条 乙は、印刷所への入稿前に次のとおり甲の点検を受けるものとし、点検により修正箇所が生じた場合は速やかに修正を行うこと。

- (1) 実測・拓本及び各実測図のデジタルトレースを完了したとき
- (2) 写真図版が完成したとき
- (3) 各章の節の文章が完成したとき
- (4) 各章の節の版下が完成したとき
- (5) 全体の版下が完成したとき

- 2 第1項のほか乙が甲の点検を必要とする場合は、甲に申し出て点検を受けることができる。

第3章 その他

(資料の保管)

第16条 本業務の実施のため、遺物や調査資料、業務により作成された資料その他甲から貸与された資料については、本業務の期間内は、乙の責任において管理・保管すること。

										設計年月日		令和8年6月29日			
工 種		工事 番号	令和8年度 教育生 第18号	課 長		課長 補佐		主 任		主 事		精 算		設 計	
成果品提出先				水俣市教育課											
参考 数量 令和8年度 久木野山上地区発掘調査報告書作成補助業務 設計書															
工		期					着 工 期 日		令和8年 月 日						
							竣 工 期 日		令和9年 3月 3日(水)						
請		負 金 額					請		負 人						
設 計 用 紙 水 俣 市															
工 事 概 要		県営土地改良事業に伴う山上遺跡発掘調査 農業競争力強化農地整備事業（中山間型）に伴う山上遺跡発掘調査による出土遺物等の二次整理、報告書作成の補助業務 業務委託期間: 契約締結日から令和9年3月3日（水） 業務内容 遺物実測、遺物実測図のデジタルトレース 45点 遺物写真撮影 45点 遺物観察表作成 45点 報告書レイアウト・編集 原稿執筆 報告書印刷製本													

内訳書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接費						
直接人件費						
遺物実測・製図・撮影						
主任調査員		1.0	人			測量技師
整理調査員		6.0	人			測量技師補
実測技師		24.0	人			測量補助員
小計						
報告書レイアウト・編集						
主任調査員		1.0	人			測量技師
整理調査員		5.0	人			測量技師補
実測技師		30.0	人			測量補助員
小計						
原稿執筆						
主任調査員		4.0	人			測量技師
整理調査員		43.0	人			測量技師補
小計						
直接人件費計						
印刷製本費		300	部			
直接費合計						
直接経費						
機械経費		1	式			直接人件費× %
材料費		1	式			直接人件費× %
小計						
直接費合計						
間接費						
諸経費						直接人件費× %
小計						

内訳書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
合	計					
端数処理						
再	計					千円止
地方消費税及び消費税						
総	計					

積算内訳

項目			対象数	整理調査員			実測技師		
				分担数	作業能力 (点/日)	従事日数	分担数	作業能力 (点/日)	従事日数
遺物実測・製 図・撮影	石器	実測	45 点	実測技師の1/8		3.0	45	2.7	16.7
		デジタルトレース	45 点				45	6	7.5
遺物写真撮影	石器		45 点	45	25	1.8	0	0	0.0
遺物観察表作成			45 点	45	40	1.1	0	0	0
従事日数計						5.9			24.2
従事日数計（改め）						6.0			24.0

項目		対象数	整理調査員			実測技師		
			分担数	作業能力 (点/日)	従事日数	分担数	作業能力 (点/日)	従事日数
報告書レイアウト	図版作成・レイアウト	195 頁				195	6.5	30.0
	全体レイアウト	200 頁	200	40	5.0			0.0
従事日数計					5.0			30.0
従事日数計（改め）					5.0			30.0

項目		対象数	整理調査員			実測技師		
			分担数	作業能力 (点/日)	従事日数	分担数	作業能力 (点/日)	従事日数
原稿執筆	報告書本文	150 頁	150	3.5	42.9			
従事日数計					42.9			
従事日数計（改め）					43.0			